

下関市交流型子育て総合支援施設整備
基本構想
(案)

令和8年(2026年)6月

下関市

目 次

第1章 基本構想の策定に当たって.....	1
1-1. 策定の背景と趣旨.....	1
1-2. 基本構想の位置付け.....	1
第2章 下関市におけるこども・子育て環境を取り巻く現状.....	2
2-1. 人口減少と就学前施設の状況.....	2
(1) 人口と就園率.....	2
(2) 就学前施設の空き状況（本庁区域）.....	5
(3) 待機児童数（本庁区域）.....	6
2-2. 子育て支援に向けた課題.....	7
第3章 施設整備に向けた基本的な考え方.....	14
3-1. 施設整備の考え方.....	14
(1) 認定こども園を整備.....	14
(2) 複合機能を有する施設を整備.....	17
3-2. 基本理念.....	18
3-3. 基本方針.....	18
3-4. 導入する機能の方向性.....	18
(1) 子育て支援機能.....	18
(2) 保健・福祉機能.....	19
(3) 多世代交流機能.....	19
3-5. 持続可能な施設運営に向けた行政の役割と関与.....	20
(1) 行政との連携による施設運営及び支援体制の構築.....	20
(2) 継続的な評価・検証と機能向上.....	20
(3) リスク管理とセーフティネットの確保.....	20
第4章 整備用地の検討.....	22
4-1. 整備用地の選定.....	22
4-2. 整備用地の課題と対応.....	23
第5章 整備手法、整備スケジュール.....	24
5-1. 整備手法.....	24
5-2. 整備スケジュール.....	24

第1章 基本構想の策定に当たって

1-1. 策定の背景と趣旨

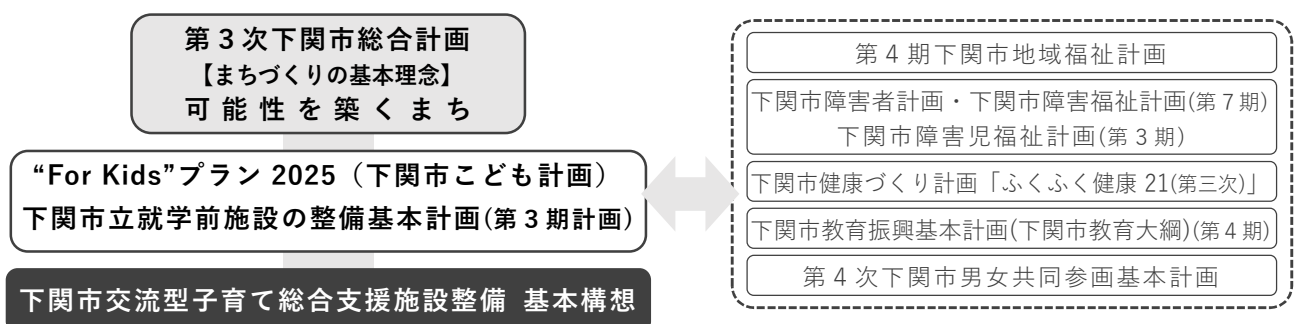
近年、人口減少や少子高齢化の進行に加え、核家族化、共働き世帯の増加、地域コミュニティ意識の希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、育児における孤立感や不安感、産後の心身負担、発達や障害、ひとり親家庭の課題など、支援に対するニーズは一層多様化、複雑化しています。

国においては、令和5年4月の子ども家庭庁設置を契機に、子ども基本法の理念の下、子どもを権利の主体として捉え、社会全体で子どもの育ちを支える「子どもまんなか社会」の実現に向けた取組が推進されています。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実、自治体における相談支援機能の強化、関係機関が連携して課題を早期に把握し、支援につなげる体制づくりなど、家庭の状況や子どもの特性に応じた包括的な支援を進める方向性が示されています。

こうした国の動向と地域課題を踏まえ、本市では令和7年3月に、「子どもまんなか 地域でつながり支え合い みんなで育てるまち 下関」を基本理念とする「“For Kids”プラン2025」を策定し、地域全体で子どもや子育て家庭を支え合うまちづくりを目指して、様々な取組を進めています。これらの取組の一つとして、老朽化が進行する下関市立名池保育園及び下関市立幸町保育園の統廃合にあわせて、新たな子育て支援の拠点として、全ての子どもや子育て家庭が安心して利用できる身近な相談窓口や、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を展開する複合的な機能を備えた施設の整備に向けて、民設民営を前提とした基本的な考え方を示すために、「下関市交流型子育て総合支援施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定します。

1-2. 基本構想の位置付け

基本構想の策定に当たり、最上位計画である「第3次下関市総合計画」や「“For Kids”プラン2025」のほか、関連する計画等との整合性を図った上で進めます。

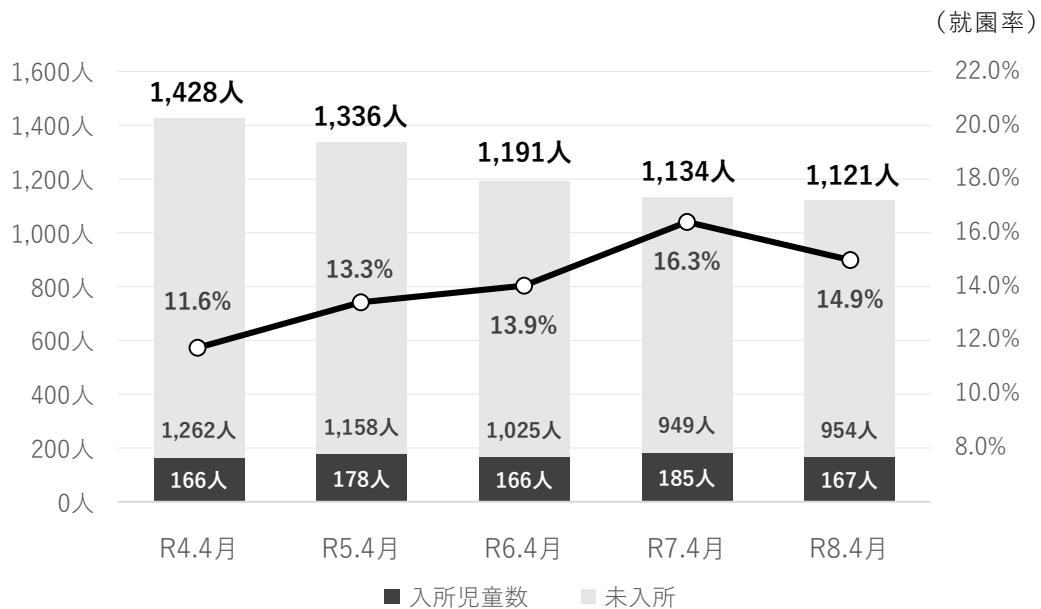


第2章 下関市におけるこども・子育て環境を取り巻く現状

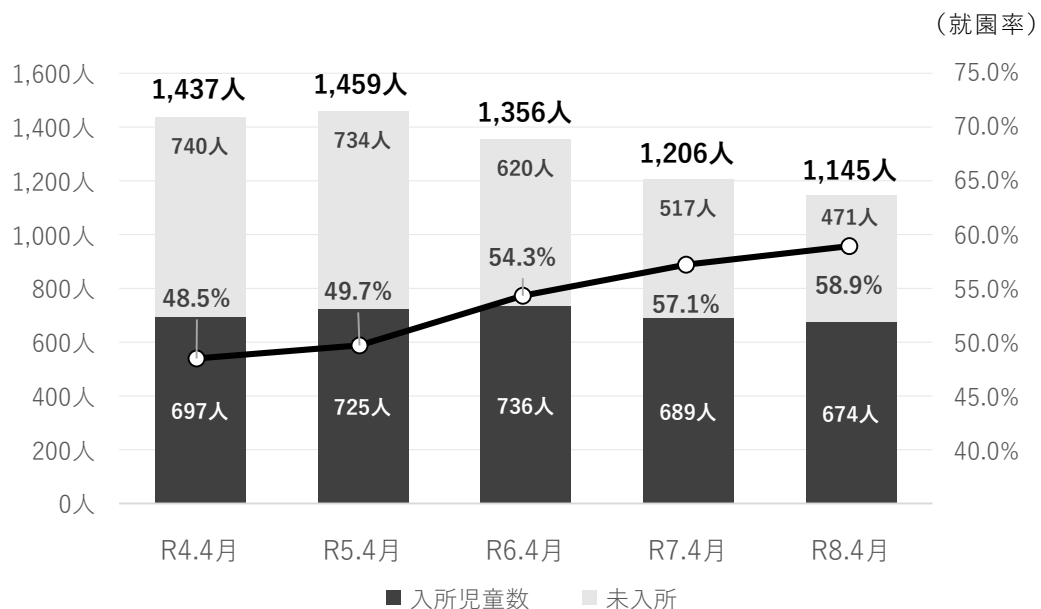
2-1. 人口減少と就学前施設の状況

(1) 人口と就園率

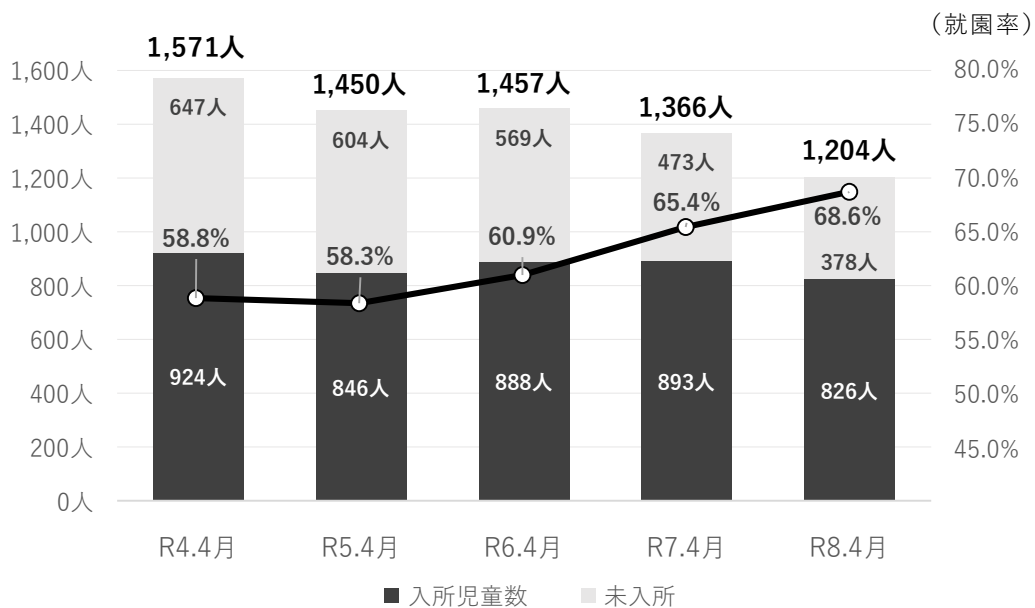
◆ 0歳児



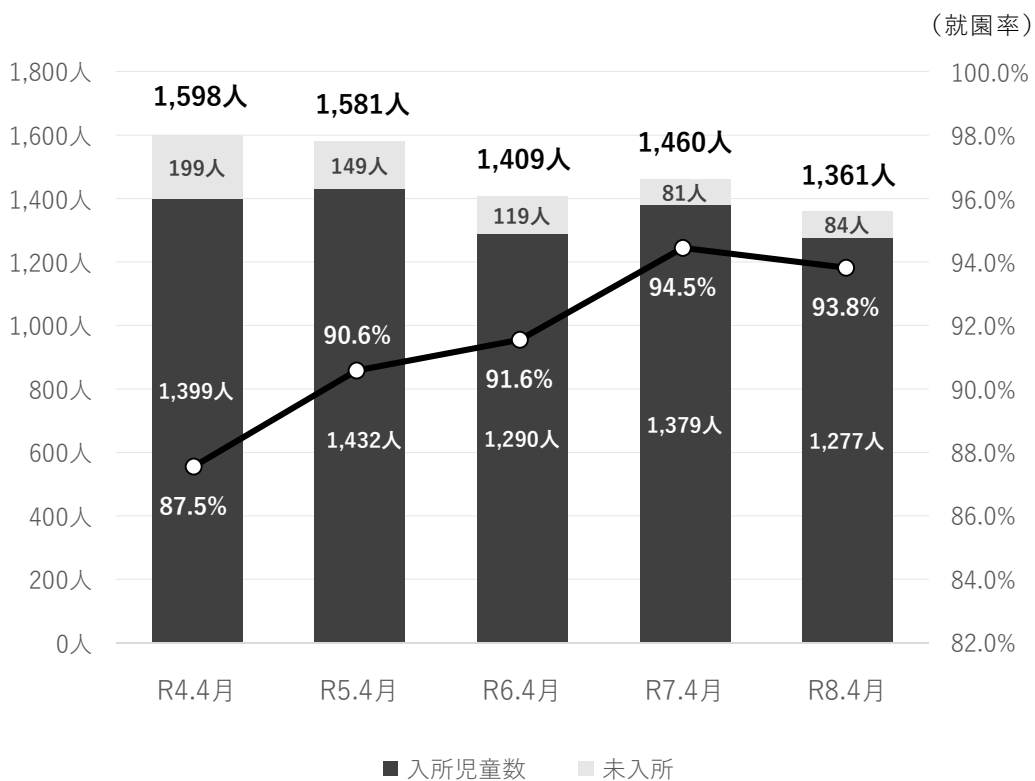
◆ 1歳児



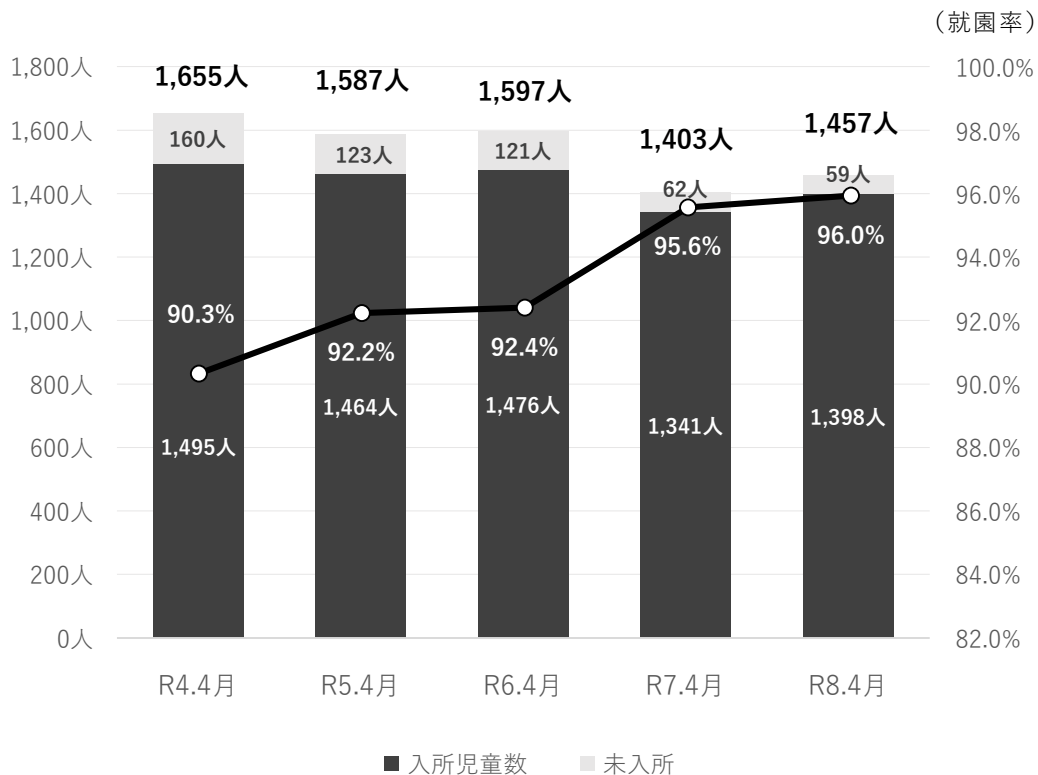
◆ 2 歳児



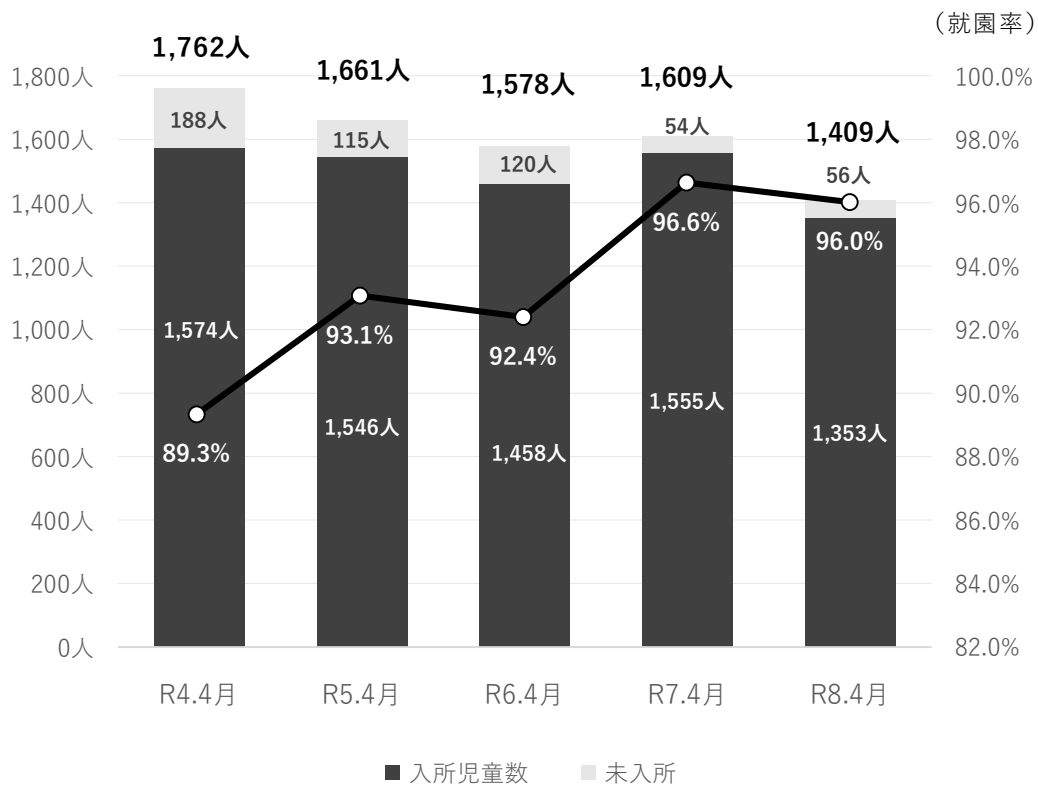
◆ 3 歳児



◆ 4 歳児



◆ 5 歳児



各年齢の人口について令和4年4月と令和8年4月を比較すると、0歳から5歳児の全ての年齢において減少していることがわかります。一方、就園率を比較してみると、対照的に全ての年齢において上昇しています。これに伴い、入所児童数の減少率は、人口減少率と比較して低いものとなっています。

特に0歳から2歳児ではその傾向が著しく、背景としては、共働き世帯の増加に伴い育児休業明けに早期復帰するケースが一般化していることに加え、本市の子育て施策の一つである「第2子以降の保育料無償化」が保育施設の利用を後押ししていることが考えられます。

(2) 就学前施設の空き状況（本庁区域）

◆私立認可施設（14施設）

	利用定員	在園児数	空き
1号認定 (3～5歳教育)	450人	335人	115人
2号認定 (3～5歳保育)	545人	495人	50人
3号認定 (0～2歳保育)	281人	278人	3人
合計	1,276人	1,108人	168人

※R8.3月時点

◆企業主導型保育事業（5施設）

	利用定員	在園児数	空き
4歳児以上	20人	14人	6人
3歳児	18人	13人	5人
1～2歳児	66人	63人	3人
0歳児	27人	23人	4人
合計	131人	113人	18人

※R8.3月時点

◆公立園（2施設）

		利用定員	在園児数	空き
幡生保育園	1号認定	0人	1人	△1人
	2号認定	75人	79人	△4人
	3号認定	65人	51人	14人
	合計	140人	131人	9人

※R8.3月時点

		利用定員	在園児数	空き
中央こども園	1号認定	30人	25人	5人
	2号認定	100人	100人	0人
	3号認定	50人	50人	0人
	合計	180人	175人	5人

※R8.3月時点

本庁区域における私立認可施設では、特に3号認定の受け入れが難しい状況にあります。また、企業主導型保育事業においては全体的に空きが少ない状況で、公立園においても同様の傾向が見られます。

(3) 待機児童数（本庁区域）

	R4.3月		R5.3月		R6.3月		R7.3月		R8.3月	
	待機 児童数	うち 国基準	待機 児童数	うち 国基準	待機 児童数	うち 国基準	待機 児童数	うち 国基準	待機 児童数	うち 国基準
5歳児	-	-	1人	-	-	-	-	-	-	-
4歳児	1人	-	1人	-	-	-	1人	-	3人	-
3歳児	2人	-	4人	-	-	-	2人	-	5人	-
2歳児	10人	-	4人	3人	8人	-	14人	-	9人	-
1歳児	12人	-	12人	-	15人	-	19人	-	13人	-
0歳児	41人	32人	33人	29人	47人	45人	50人	2人	62人	56人
合計	66人	32人	55人	32人	70人	45人	86人	2人	92人	56人

待機児童数：保育所等の入所申込者（転園希望者を含む）のうち、保育所等に入所できなかった者の数
 国基準：入所申込をしたが入所できず、保護者の利用可能な範囲（自宅等から30分程度）に案内できる保育所等がない者の数

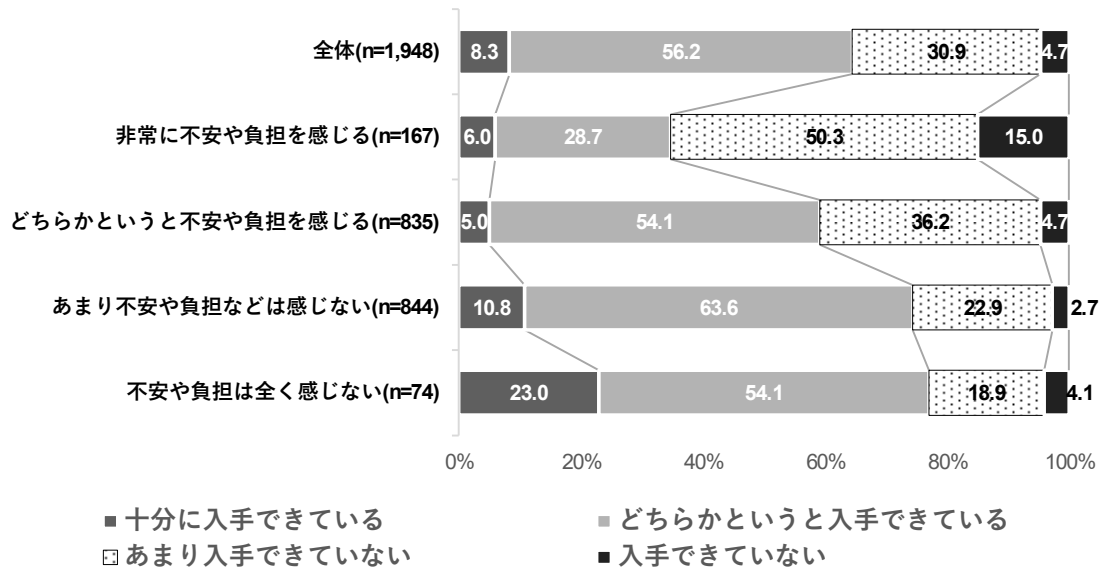
例年、本市における待機児童数は、年度当初から年度末にかけて増加傾向にあります。主な要因として、保育施設の受入可能人数が定員に達した後も、転入や就労状況の変化等により、年度途中にも新たな利用申込みが寄せられるためです。

特に0歳児については、育児休業からの復職時期と重なる申込みが年度途中に生じやすく、年度末にかけて待機が増える要因の一つとなっています。

2-2. 子育て支援に向けた課題

「For Kids」プラン 2025」の策定に当たり実施した、こども・若者、保護者、子育て支援団体等を対象とするアンケート調査及び赤ちゃん訪問を受けた産婦を対象とする出生後アンケート調査の結果について、基本構想に関わる主な内容を抜粋して示すとともに、そこから見えてくる課題を整理します。

◆子育て支援に関する情報の入手状況（子育てに関する不安や負担の有無別）

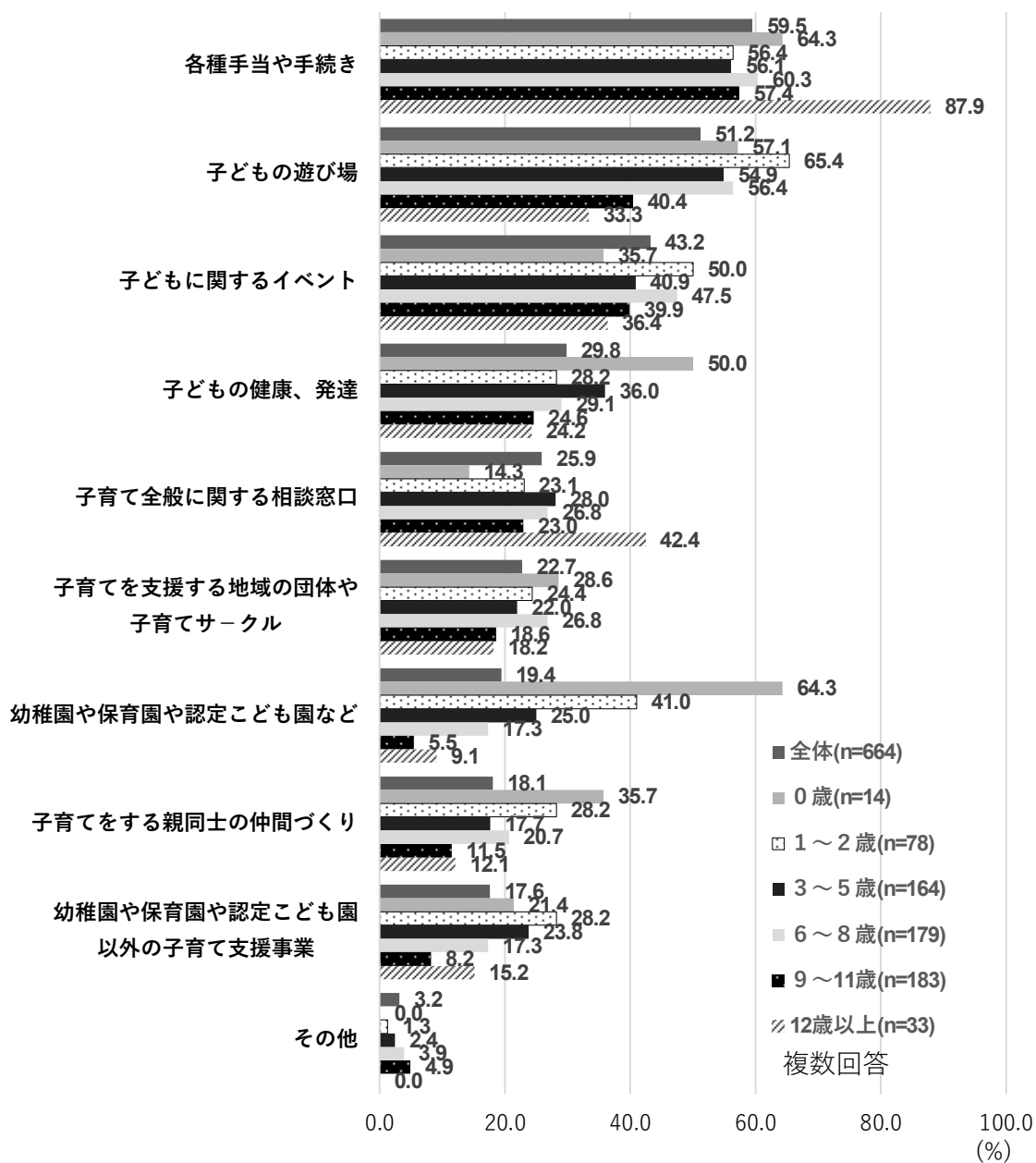


資料：“For Kids”プラン 2025

○子育て支援に関する情報を『入手できている』（「十分に入手できている」＋「どちらかというに入手できている」）と回答した割合は6割を超えています（64.5%：5年前調査 60.3%）。

○子育てに関する不安や負担の程度別にみると、『入手できていない』（「入手できていない」＋「あまり入手できていない」）と回答したのは、「不安や負担は全く感じない」層では23.0%、「非常に不安や負担を感じる」層では、65.3%となっています。

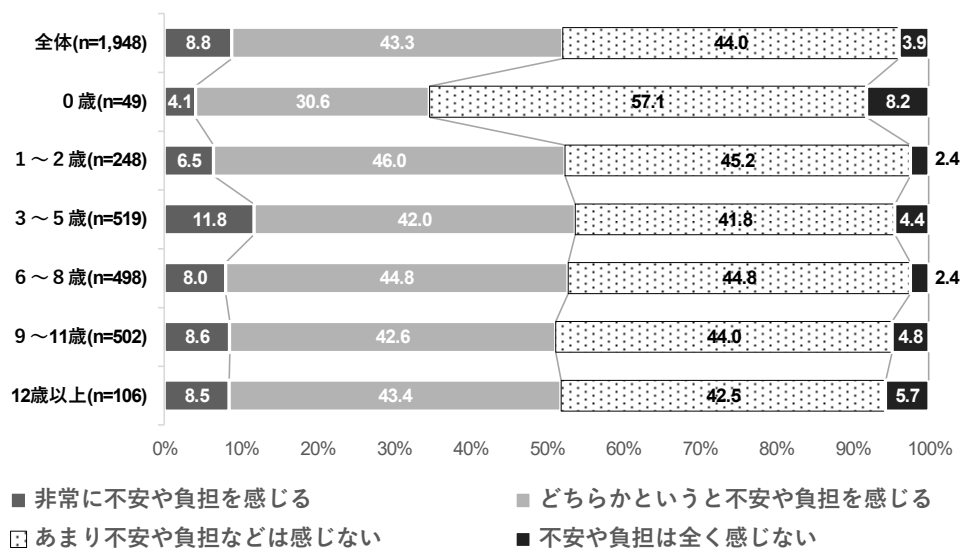
◆不足していると思う子育て支援に関する情報（こどもの年齢別）



資料：“For Kids”プラン 2025

○『入手できていない』（「入手できていない」＋「あまり入手できていない」）と回答した家庭の不足している情報は、「各種手当や手続きに関する情報」、「子どもの遊び場の情報」、「子どもに関するイベントの情報」の割合が上位となっています。

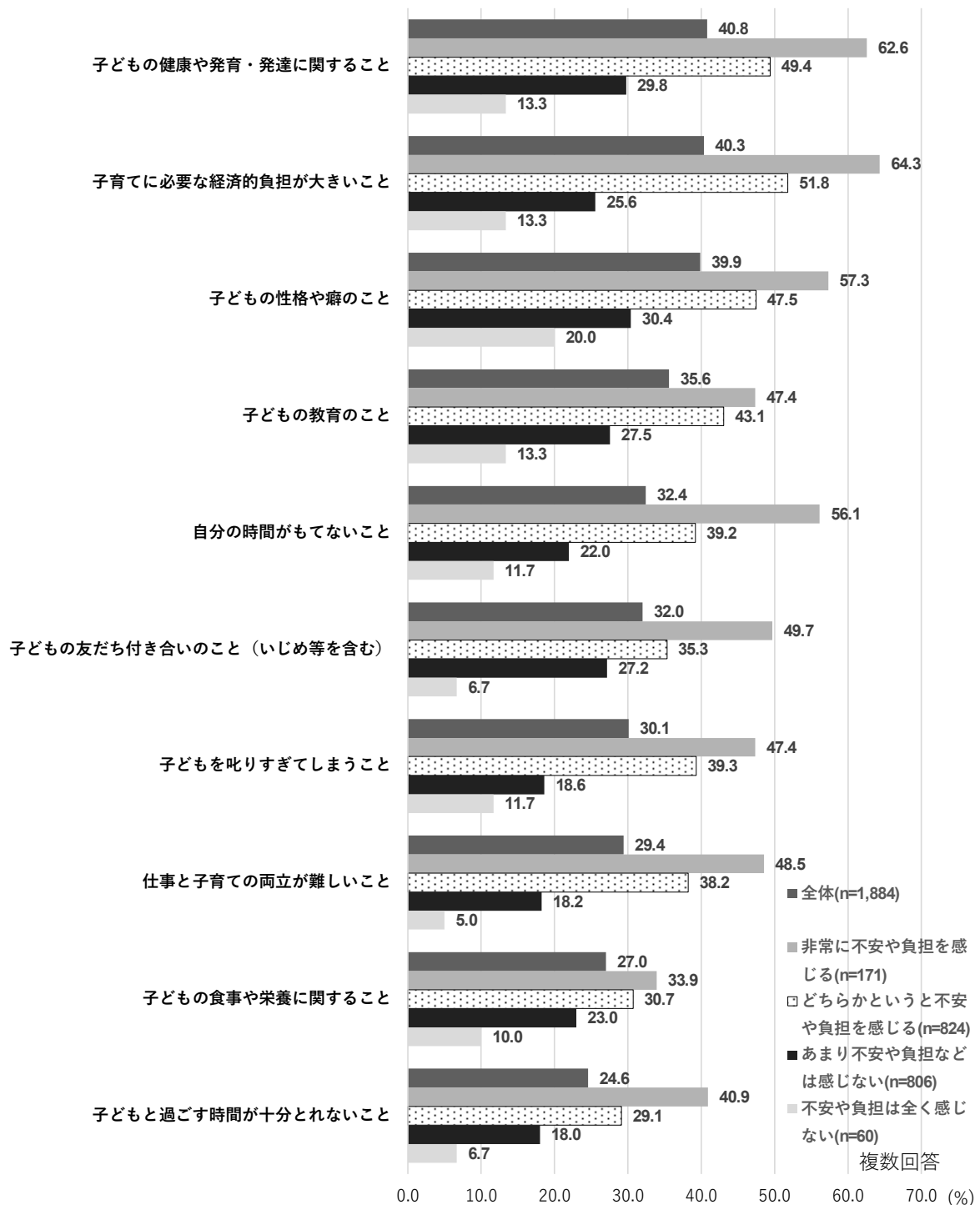
◆子育てに関する不安、負担感（こどもの年齢別）



資料：“For Kids”プラン 2025

○子育てに関する『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」 + 「どちらかという不安や負担を感じる」）と回答した割合が5割を超えています。

◆子育てについて悩んでいること、気になること（上位 10 項目、不安や負担の有無別）

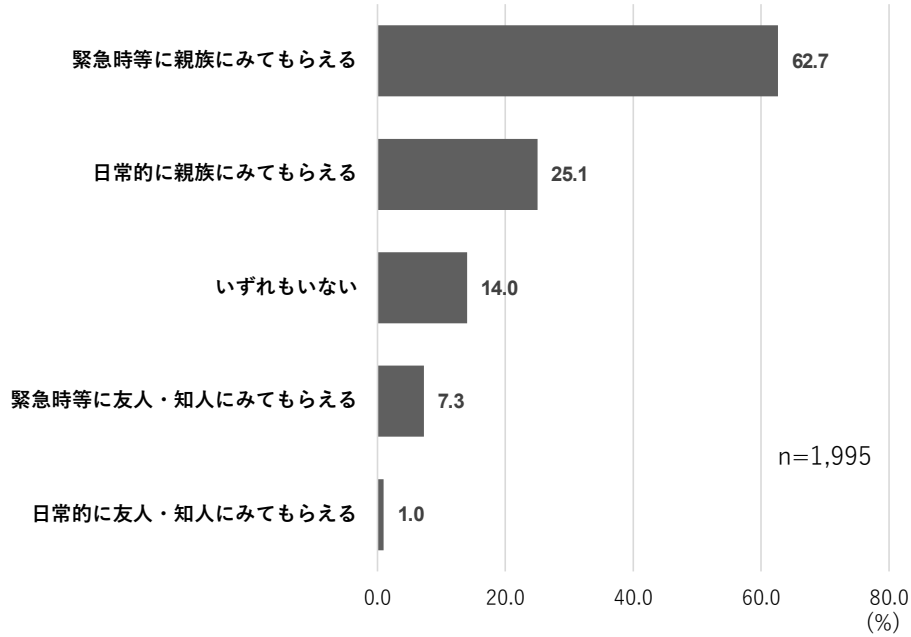


資料：“For Kids”プラン 2025

○子育てについて悩んでいること、気になることとして、「子どもの健康や発育・発達に関すること」、「子育てに必要な経済的負担が大きいこと」、「子どもの性格や癖のこと」の割合が上位となっており、いずれの項目も不安や負担を感じる層の回答割合が、感じない層を大きく上回っています。

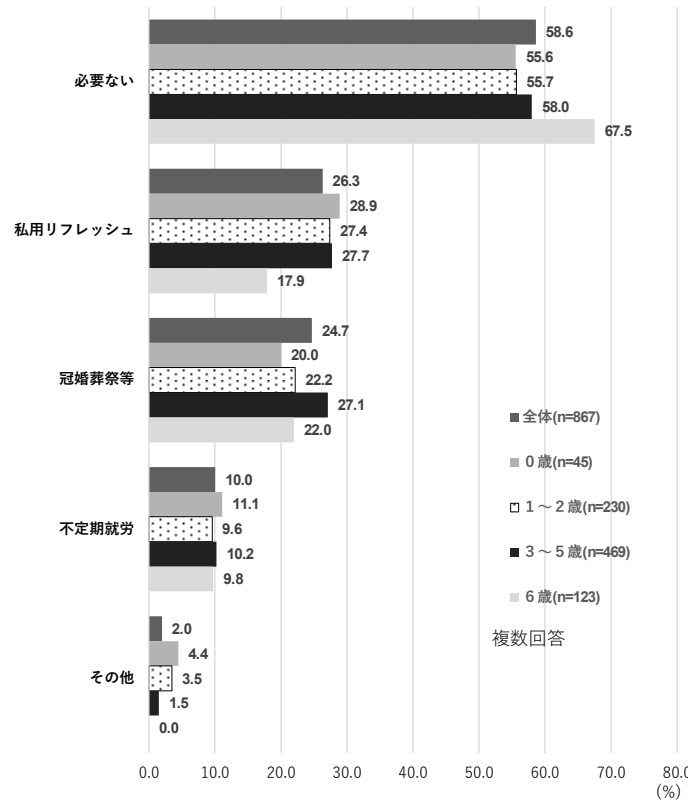
◆こどもをみてもらえる親族、知人の有無

資料：“For Kids”プラン 2025



○こどもをみてもらえる親族、知人の有無について、「いずれもない」と回答した割合は 14.0%となっています。

◆不定期にこどもを預ける事業の利用希望（こどもの年齢別）



資料：“For Kids”プラン 2025

○一時的な保育事業の利用意向がある割合は 4 割程度となっています。

◆地域の子ども及び子育て家庭が抱える課題

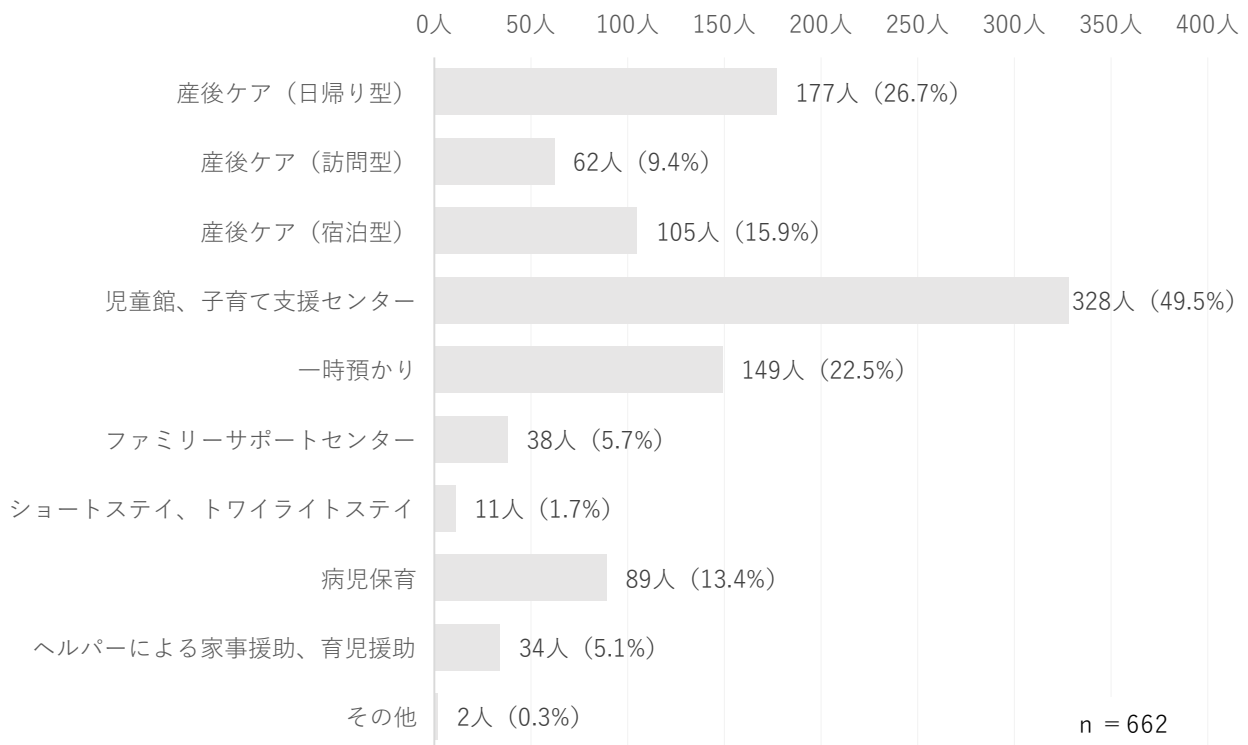
(子育て支援団体のアンケート回答)

資料：“For Kids”プラン 2025

- 産前や産後に一時預かりを利用したいが母親以外に送迎できる人、頼める人がいないという保護者がいます。
- ママたちは、復職までの間に、親子でたくさんの経験をしたり、親同士のつながりや情報を求めているように思います。
- 親同士の関係も希薄なため子育ての情報を得るのが難しく、問題が生じてもどう処理して良いかわからず、手を貸して欲しいと思う保護者は多いと感じます。
- 自分のことは自分でやらないといけない、甘えてはいけない、と厳しく自分を律している人が多いように感じます。
- 必要な情報がない、または情報がありすぎてどれが正しいかわからないと感じている保護者がいます。

◆子育てをする中で、利用してみたいサービス

資料：令和7年度出生後アンケート



※複数回答、割合は回答者 662 人に対する選択率

◆本市の子育て支援に関する課題

～アンケート項目～

- 子育て支援に関する情報の入手状況
- 不足していると思う子育て支援に関する情報

【課題①】

- 妊娠期から子育て期を通じて切れ目のない継続的な支援を提供するためには、相談窓口等を利用しやすい体制の構築のほか、他の事業や地域の支援から窓口につなげるなど、様々な利用のきっかけづくりを進める必要があります。

【課題②】

- 必要な情報を、必要としている子育て家庭に届けられるよう、効果的な情報提供方法を検討し、充実を図ることが必要です。

～アンケート項目～

- 子育てに関する不安、負担感
- 子育てについて悩んでいること、気になること

【課題③】

- 特別な支援を要するこどもが増えている中、こどもの発達に不安を持つ家庭も多くなっているため、早期に適切に対応する体制づくりとともに、相談体制の充実を図ることが必要です。

～アンケート項目～

- こどもをみてもらえる親族、知人の有無
- 不定期にこどもを預ける事業の利用希望
- 子育てをする中で、利用してみたいサービス

【課題④】

- 近隣にこどもをみてもらえる人がいない家庭や、定期的な教育・保育事業を利用していない家庭では、母親が一時的に育児から離れることで、負担を軽減することができます。認定こども園等の施設による一時預かりに加え、地域の団体が実施するサービス等も合わせ、提供量や利用しやすい体制など事業の充実を図ることが必要です。

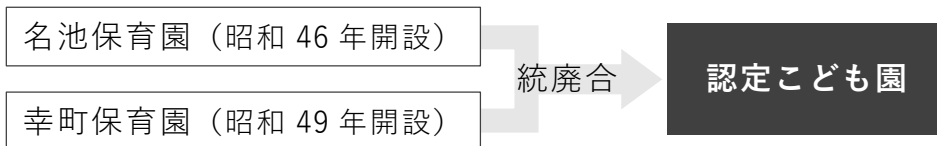
子育ては、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くとの認識の下、こども・若者や子育て当事者の状況に応じて、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、社会全体で子育て当事者を支えていくことが重要となります。

第3章 施設整備に向けた基本的な考え方



3-1. 施設整備の考え方

(1) 認定こども園を整備

老朽化が進行する下関市立名池保育園及び下関市立幸町保育園を統廃合し、認定こども園を整備します。



◆下関市立名池保育園

所在地	下関市名池町10番2号								 
開設年月	昭和46年								
敷地面積	1,226.00㎡								
延床面積	592.48㎡								
構造・階数	鉄筋コンクリート造・地上2階								
耐震指標(Is値)	(X) 0.37 (Y) 0.16								
耐用年数	47年								
経過年数	55年								
利用定員	100人								
対象年齢児	0～5歳児								
保育時間	7:30～18:00								
在園児数 (R8.5.1現在)	クラス年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
	人数(人)	1	12	10	13	13	10	59	
地域子ども・子育て支援事業	一時預かり事業、延長保育事業								
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ○園舎は築55年を超え、建物（鉄筋コンクリート造）の耐用年数を超過しています。 ○建物全体の老朽化が進み、雨漏りや床板の改修を繰り返しながら運営を継続しています。 ○駐車場が不足しており、車での送迎等の利便性に支障があります。 ○新耐震基準を満たしていない（Is値：X方向0.37、Y方向0.16）ため、震度6以上の地震で倒壊または崩壊する危険性があります。 								

※十分な敷地面積が確保できず、工事期間中の園児受入れ先の確保が困難で、園児や保護者への負担の観点からも、現地建て替えは適当ではありません。

◆下関市立幸町保育園

所在地	下関市幸町18番6号							
開設年月	昭和49年							
敷地面積	2,987.03㎡							
延床面積	510.07㎡							
構造・階数	鉄筋コンクリート造・地上1階							
耐震指標(Is値)	(X) 1.82 (Y) 3.26							
耐用年数	47年							
経過年数	52年							
利用定員	90人							
対象年齢児	0～5歳児							
保育時間	7:30～18:00							
在園児数 (R8.5.1現在)	クラス年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	人数(人)	2	9	7	14	15	14	61
地域子ども・子育て支援事業	一時預かり事業、延長保育事業							
問題点	<p>○園舎は築52年を超え、建物（鉄筋コンクリート造）の耐用年数を超過しています。</p> <p>○建物全体の老朽化が進み、塗装の剥離や外壁コンクリートの爆裂が発生しています。</p> <p>○敷地への進入路が狭く、傾斜もあるため車両の離合ができず、登降園時間帯の混雑が発生しやすく、安全面に懸念があり、特に路面凍結時は事故のリスクがあります。</p>							







※敷地への進入路等の改良は難しく、工事期間中の園児受入れ先の確保が困難で、園児や保護者への負担の観点からも、現地建て替えは適当ではありません。

公立保育園の再編に当たり、「保育環境適正化推進基本方針」及び「下関市立就学前施設の整備基本計画」に示す民間活力導入の方向性を踏まえ、施設整備は民設民営を前提とし、公募型プロポーザル方式により事業者の募集及び選定を行う方針です。公募に際しては、広く事業者の参画を促す観点から、新たに整備する認定こども園の類型は限定せず、事業者が選択し、提案できるものとし、

その上で、名池保育園及び幸町保育園で実施している一時預かり事業及び延長保育事業については、サービス水準が低下しないよう、実施の継続を求めます。

(参考) 認定こども園4類型の比較

	 幼保連携型 認定こども園	 幼稚園型 認定こども園	 保育所型 認定こども園	 地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

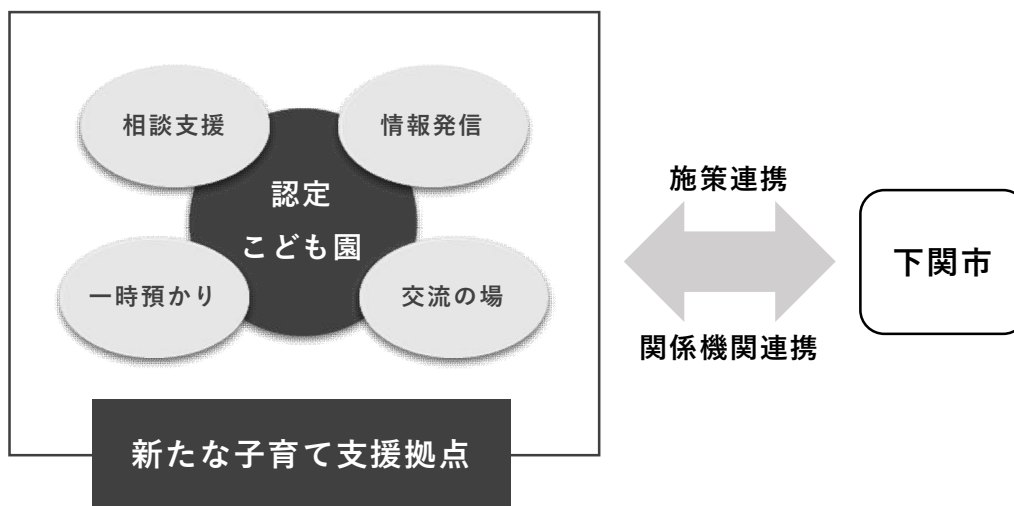
*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

資料：子ども・子育て支援新制度ハンドブック(こども家庭庁)

(2) 複合機能を有する施設を整備

第2章では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない継続的な支援や、特別な支援を要するこどもや発達に不安を抱える家庭への早期対応を含む適切な支援、また地域で子育てを支える環境づくりといった課題を整理しました。あわせて、必要な情報を必要としている子育て家庭へ届けること、定期的な教育・保育事業を利用していない家庭等も含めて利用のきっかけを広げ、相談や支援につなげること、一時預かり等により保護者の負担を軽減する取組の充実も求められています。

これらを踏まえ本市では、認定こども園を中心に、「新たな子育て支援拠点」として、妊娠期から子育て期を通じて、状況に応じた切れ目のない継続的な支援を提供するとともに、市民が必要な支援にアクセスしやすい環境を整え、利便性の向上を図れる複合施設を整備します。



なお、複合施設を整備に伴い、「運営を担える事業者の確保」や「限られた敷地での機能配置」といった課題も見据え、関係者の意見等に耳を傾けながら、民設民営による柔軟な運営と、行政による継続的な支援、連携を両立する施設について検討します。

3-2. 基本理念

複合施設が、子育てに関連する多様な支援の中心的な拠点や連結点となり、子どもと親の安心と成長を支えることを目指し、基本理念を以下のとおり定めます。

「子ども」と「親」の安心と成長を支える交流型子育て支援HUB

3-3. 基本方針

基本理念を実現するために、各種関連計画の方向性を包含した3つの基本方針を以下のとおり定めます。

方針1 多様な子育てニーズに応える環境づくり

認定子ども園を中心に、子どもまんなかの視点で豊かな活動機会を提供するとともに、多様化、複雑化する子育てニーズに寄り添い、安心して過ごせる場と育ちを支える環境を整えます。

方針2 ライフステージに応じた支援につなぐ体制づくり

出産前後の不安や養育の悩み、発達面の気づきを早期に捉え、関係機関と連携した相談から継続支援へ適切につなげる体制を築きます。

方針3 子どもが安心して成長できる地域の環境づくり

子どもが安心して過ごし成長できるよう、日常の交流と見守りを地域に広げ、孤立や不安の芽を早期に捉えて支え合える環境をつくります。

3-4. 導入する機能の方向性

(1) 子育て支援機能

【イメージ】切れ目のない支援 + 学び・体験

【方向性】妊娠・出産期から子育て期までの不安や負担感の軽減に資する支援を基本とし、相談支援、情報提供、親子の交流機会の充実を図ります。あわせて、本や食など身近なテーマを通じた学びや体験の機会を充実し、保護者が必要な支援につながりやすい仕組みを整えるとともに、家庭での養育を継続的に支える環境の充実を目指します。

(2) 保健・福祉機能

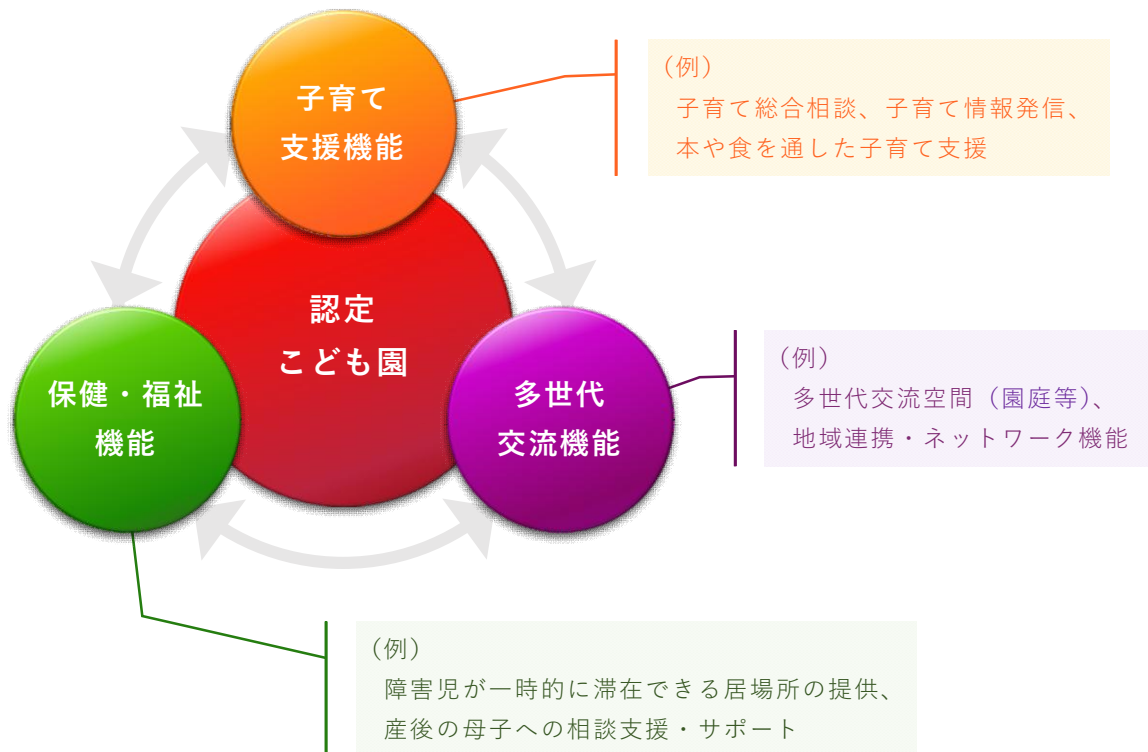
【イメージ】教育・保育、療育の一体的な提供 + 産後の母子支援

【方向性】教育・保育、療育のそれぞれの側面からこどもの成長と発達を総合的に支援します。あわせて、産後の母親が安心して子育てができるよう、心身のサポートを行い、健やかに子育てができるサービスの充実を目指します。

(3) 多世代交流機能

【イメージ】交流 + 見守り・つなぎ

【方向性】こどもが地域住民と関わる機会の充実を図るとともに、見守りや支え合いが生まれる交流の場を整備します。これまで地域交流の場として活用されてきた立地の特性を継承し、地域住民から寄せられている交流拠点機能も踏まえながら、多世代がつながり支え合うことのできる環境づくりを目指します。



3-5. 持続可能な施設運営に向けた行政の役割と関与

本施設は民設民営を前提とするものの、本市の子育て支援施策を推進する子育て支援拠点として整備するものであることから、その機能が継続的かつ効果的に発揮されるよう、運営事業者が行政と連携しながら運営していくことが重要となります。

(1) 行政との連携による施設運営及び支援体制の構築

本市は、施設整備後においても、運営事業者との協働のもと、子育て支援施策との連携及び事業調整、関係機関との連携体制の構築、子育て支援に関する情報発信、地域とのネットワーク形成支援などを行い、施設機能の充実及び利用者サービスの向上を図ります。

また、本施設が地域における子育て支援の拠点であるとともに、多世代交流や地域活動を支える場所としての役割も期待されていることから、地域とのつながりや支え合いが生まれる環境づくりを推進します。

さらに、本施設が担う公益性の高い機能については、市が実施主体となる事業との連携や委託等の活用を含め、事業の内容効果を踏まえながら必要な支援を行い、機能の維持及び充実を図ります。

(2) 継続的な評価・検証と機能向上

本施設は、公立保育園の再編整備及び民間活力の導入により整備する施設であることから、本市は施設整備後においても、「保育環境適正化推進基本方針」の趣旨が適切に実現されているか、その整合性について継続的な検証を行います。検証に当たっては、保育ニーズへの対応状況、教育・保育の質、子育て支援機能の充実状況、地域との連携状況、施設利用者の満足度等を把握するとともに、社会情勢や子育て環境の変化を踏まえながら、必要に応じて事業内容等について、助言、協議及び関係機関との調整を行います。また、本施設が地域における子育て支援拠点としての役割を継続的に果たせるよう、運営事業者との定期的な協議及び評価・検証を実施し、その結果を今後の保育施策及び子育て支援施策に反映します。

(3) リスク管理とセーフティネットの確保

本施設は民設民営を基本とするものの、公益性の高い機能を担う施設であることから、本市は運営事業者と連携しながら適切なリスク管理に努めます。

また、災害、感染症の流行、その他の不測の事態が生じた場合においても、必要な保育及び子育て支援サービスが継続して提供されるよう、関係機関との連携体制の構築や代替手段の確保に努めます。

さらに、事業者の経営状況の変化、その他の要因により施設運営に課題が生じた場合には、本市は運営状況を把握し、必要な助言、協議及び関係機関との調整を行

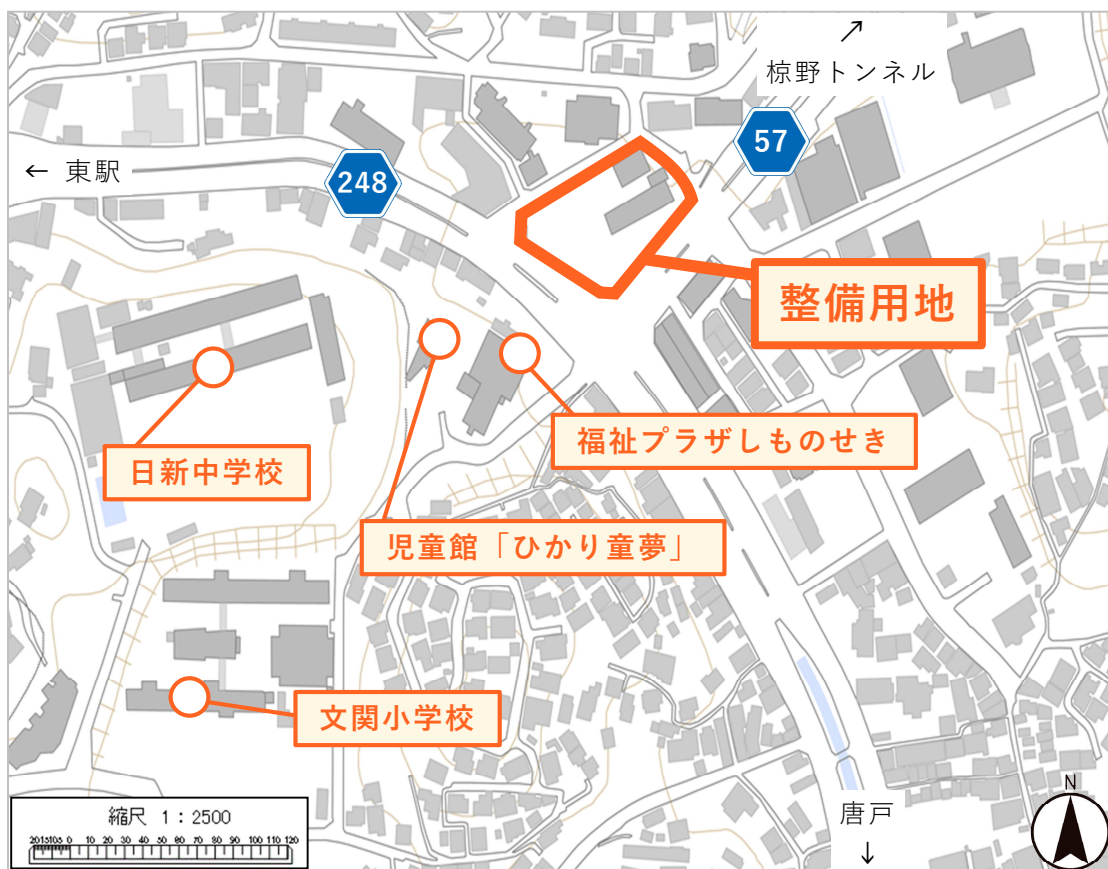
うなど、子育て支援サービスの継続性確保に向けたセーフティネット機能を果たし、施設が担う公益的機能が、将来にわたり安定的に提供されるよう、継続的な状況把握及び必要な対応を行います。

第4章 整備用地の検討

4-1. 整備用地の選定

複合施設を整備する用地は、市有地である「旧下関市立第一幼稚園跡地」を活用します。周辺には、令和7年度に供用を開始した下関市社会福祉協議会が運営する「福祉プラザしものせき」をはじめ、児童館「ひかり童夢」、下関市立日新中学校、下関市立文関小学校などの公共施設が近接しており、利便性の高い立地です。

また、古くから地域内の交流が盛んな地域であり、旧下関市立第一幼稚園の運動場では多世代が参加する地域の運動会が開催されるなど、交流の拠点として活用されてきた経緯があります。



所在地	下関市貴船町三丁目11番12号
敷地面積	3,943.70㎡ ※道路改良により、敷地面積が3,400㎡程度に縮小する見込み
都市計画区域	下関市都市計画区域
市街化区域・市街化調整区域	市街化区域
用途地域	近隣商業地域
防火地域及び準防火地域	準防火地域
建ぺい率	80%
容積率	300%

4 - 2. 整備用地の課題と対応

整備用地は、複合施設の立地として適した条件を有している一方、周辺交通や安全確保など、事前に整理すべき課題もあります。ここでは、想定される主な課題とその対応を整理します。

◆周辺道路環境（安全性、円滑性）の確保

整備用地周辺では、北側市道の幅員が限られることによる歩行者や自転車の安全確保に加え、南側の県道 57 号及び県道 248 号において、朝夕の時間帯を中心に交通渋滞がみられるため、交通の円滑化と安全確保が課題となります。

これらについては、北側市道の拡幅を含む道路改良を進め、安全性の向上と交通の円滑化を図ります。あわせて、南側県道の渋滞に関しては、道路改良による効果を見込みつつ、根本的な改善に向けて山口県と継続的に協議し、必要な対策の検討を進めます。

◆敷地内計画（駐車、乗降、動線）の最適化

敷地条件及び周辺道路状況を踏まえ、駐車場や車両の乗降スペースの確保、出入口周辺の安全性の確保が重要となります。

このため、詳細な計画を策定する段階において、必要な諸室や園庭等の機能を確保した上で、駐車及び乗降スペースの適切な規模、出入口の位置、車両及び歩行者の動線、運用方法を一体的に検討し、渋滞の抑制と安全確保を図る必要があります。また、交通負荷の軽減策として、状況に応じて送迎バスの導入等、運用面の工夫についても検討が求められます。

第5章 整備手法、整備スケジュール

5-1. 整備手法

施設整備に当たっては、民間活力を積極的に導入する観点から民設民営を前提とし、現時点では、事業用定期借地権を設定する手法を想定しています。

整備手法については、詳細な計画を策定する段階において、想定される複数の手法の特徴を役割分担やスキーム等の観点から整理するとともに、サウンディング型市場調査により民間事業者の参画意向など市場性の有無を確認し、これらの結果を踏まえて決定します。

5-2. 整備スケジュール

	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
基本構想						
基本計画						
公募準備						
公募 → 契約締結						
旧第一幼稚園 園舎等解体						
道路改良						
施設整備						
運営開始						